平成30年11月26日

医療技術者団体協議会

代表世話人　参議院議員　小川　克巳　様

　　同　　　参議院議員　宮島　喜文　様

公認心理師制度推進連盟

　　　会長　　鶴　光代

平成31年度予算案策定に際して（お願い）

日頃より、心理専門職の活動にご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

ご周知のように、平成27年9月9日に公認心理師法が議員立法により成立し、同年9月16日に公布され、平成29年9月15日に施行されました。本年9月9日に第1回の公認心理師試験が実施され、11月30日に予定されている合格発表の後、登録を受けた公認心理師（国家資格）の第一号が誕生する直前が現況となります。少なくとも、平成31年度からは全国各地で公認心理師が活動することになります。公認心理師は領域横断的な資格ですので、表題の件に関しまして、公認心理師制度推進連盟（旧臨床心理職国家資格推進連絡協議会）として「保健医療領域」に関する意見に絞って取りまとめました。

下記の要望についてご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

１．チーム医療のなかでの公認心理師の活用

認知症初期集中チーム、緩和ケアチーム、糖尿病チーム、リハビリテーションチームなど、さまざまなチーム医療が展開されているなか、患者や家族への心理支援は欠かせないものであり、どのチームにも最低１名の公認心理師を入れて頂けるよう要望します。

２．地域の基幹病院等における公認心理師の活用

　地域の基幹病院であっても心理士が１名もいない機関があるというのが現実と考えます。心理士がいたとしても、非常勤で限られた日数、限られた業務を行っているという場合も少なくありません。患者や家族はその病院に心理士がいるかどうかも分かりません。地域の機関病院であれば最低でも１名の公認心理師が常勤で勤務し、その存在が患者や家族へ伝わり、心理支援に従事できるよう要望します。

３．保健領域での公認心理師の活用

　保健領域においては、障害者総合支援法をはじめとする精神保健福祉に関する法整備の進展に伴い心理支援のニーズが増しています。加えてひきこもりや各種の依存症への支援が社会的課題となっています。住民に身近な相談窓口に公認心理師が配置されるよう要望します。

以上